



熊本県公報

号外 第 2 1 号
平成 26 年 4 月 1 日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

規 則

- 熊本県職業能力開発校等で実施する職業訓練の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… (産業人材育成課) 1

規 則

熊本県職業能力開発校等で実施する職業訓練の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 2 6 年 4 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第 2 8 号

熊本県職業能力開発校等で実施する職業訓練の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

熊本県職業能力開発校等で実施する職業訓練の基準等に関する条例施行規則 (平成 2 5 年熊本県規則第 3 5 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 自動車車体整備科の項中「潤滑油」を「潤滑剤」に、「4 0 0」を「3 9 0」に改める。

別表第 2 電子システム技術科の項中

専攻学科	3 8 5
ア 電子計測	
イ アナログ電子回路	
ウ デジタル電子回路	
エ 電子デバイス	
オ 通信工学	
カ コンピュータ工学	

を

専攻学科	3 5 0
ア 電子計測	
イ アナログ電子回路	
ウ デジタル電子回路	
エ 電子デバイス	
オ 通信工学	
カ コンピュータ工学	

に、「デジタル電子回路実験」を「ディ

ジタル電子回路実験」に、「5 0 0」を「5 2 5」に改める。

附 則

この規則は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。